

臨時会

5月8日

【専決処分承認】 2件

● 条例の一部改正

地方税法の一部改正する法律等が、平成29年3月31日に公布され、4月1日からの施行に伴い、所得の課税方式等について、黒潮町条例等の一部改正が必要となり専決処分を行ったので、議会に報告すると共に承認を求めらるるもの。

承認(全員)

● 国民健康保険条例の一部改正

地方税法施行令等の一部改正等の政令が、平成29年3月31日に公布され、4月1日からの施行に伴い、軽減世帯の加算額等について、黒潮町国民健康保険条例の一部改正が必要となり専決処分を行ったので、議会に報告すると共に承認を求めらるるもの。

承認(全員)

新庁舎関連調整池 3カ所目が着工へ

● 防災拠点施設2号調整池整備工事の請負契約の締結

貯水池は、豪雨時等の雨水を一時的に貯留し、調整しながら既設水路に流すためのもので、新庁舎関連で3カ所の調整池を整備することとしており、今回、新庁舎建設地エリア南側約1・8ヘクタールを集水区域として、庁舎建設地の東側に調整池を整備するもの。

主な工種は、掘削工及びL型擁壁、コンクリートブロック積工、底盤コンクリート工の施工。

○ 契約金額 9438万円
○ 契約先 黒潮町佐賀1990番地、(有)弘瀬建設
○ 工期 平成29年5月9日から平成29年11月30日

可決(全員)

Q 浅野 修一議員

今回、調整池の工事なのですが、防護柵や防護壁は入っているのか。

A 金子 まちづくり課長

また、カードレール部分には防護柵の設置はないのか。



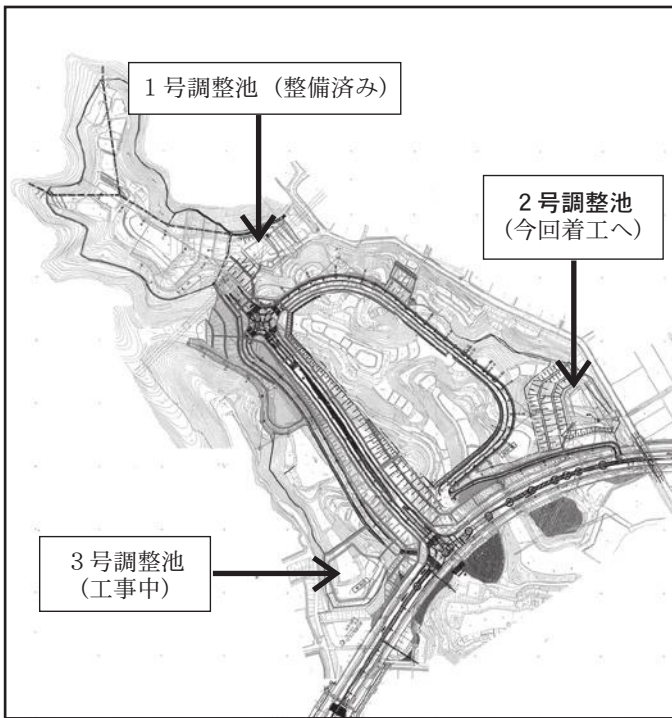
農道からその調整池に入っていく用水路の上にはボックスカルバートを設置し、その両側、及び調整池の周りの道路には、ガードレールを設置する。また、法面工の間との道路には、防護柵を設置するようにしており、安全対策も十分な対応ができていますと考えています。ガードレールの部分については、防護柵の設置はない。

● 水道事業中央監視装置整備工事の請負契約の締結

現在、町内の水道施設の監視システムは、大方地域、佐賀地域で分かれており、監視装置は両庁舎に設置しているが、通信装置の経年劣化や監視装置の老朽化により、新庁舎移転にあわせて、両監視装置を一つにまとめて、中央監視装置として整備するもの。

○ 契約金額 7367万円
○ 契約先 香川県高松市磨屋町4番地3、愛知時計電機株式会社高松営業所
○ 工期 平成29年5月9日から平成30年1月31日

可決(全員)



新庁舎関連貯水池の設置概要



新庁舎をバックに工事中の2号調整池
(6月下旬、サンシャイン大方裏より望む)